

AOS 東京会則 第 2 版

第 1 版：平成 14 年 1 月 21 日施行

第 2 版：平成 28 年 8 月 2 日施行

第一条 名称 会の名称は「Apostleship of the Sea 東京」とし、以下「AOS 東京」とする。

第二条 拠点 〒108-0022 東京都港区海岸 3-9-40 港湾労働センター 1 号室 港運同盟関東地方本部 気付
TEL:03-3452-8010 FAX:03-3452-8110 MOBILE:090-6046-4443
E-MAIL:aos_misaki@mac.com URL:http://www.aostokyo.com

第三条 目的 AOS 東京は、海で働く人々、特に世界各地から貨物船、客船、漁船に乗船し東京港に寄港する船員たちの、司牧、福利厚生、医療、精神的なケア、扶養家族との連携等を使命とする。

第四条 活動 AOS 東京は、本部（バチカンの教皇庁、移住移動者司牧評議会）の目的を踏まえ、船員たちの国籍、人種、宗教、思想、信条、船内での仕事の等級等に関わらず、入港した船を訪れ船員たちを歓迎すると共に、緊急性、必要性に応じ、以下のような支援を行う。

- ・ 地域情報を提供する。
- ・ 船内の生活や仕事、健康面、精神面での諸問題に対し、事故を未然に防ぐようアドバイス、カウンセリングを行う。
- ・ 人権・労働問題、危険性、劣悪な環境等に直面している場合、船舶・港湾の各分野の専門機関に取り次ぎ、問題の解決に協力する。
- ・ 要請により、船内でのミサや祈り等を共にする。カトリックに限定することなく、様々な宗教の船員が自己の祈りを捧げることができるよう配慮する。
- ・ 情報、ネットワークのための各国語の出版物、雑誌、新聞、地図、および依頼により聖書、祈りの本の無料配布を行う。
- ・ 国際電話、インターネットサービス、郵便物、家族への送金手続きを手伝う。
- ・ 病気や怪我により、入院している船員たちへの訪問や、家族への支援を行う。
- ・ その他、必要に応じたサポートを対応可能な範囲で行う。
- ・ 冬季には、手編みの帽子等を各船員たちに贈る。
- ・ 港湾で働く人々、及びその団体との連帯活動を行う。

第五条 会員・グループ会

会員：この会の会員はボランティアとして登録され、活動と共に運営全般を司る。

会員については必要に応じて逐次募集する。会員は何れかのグループに所属するが兼務も可能。

グループ会：この会の主活動を実践する為に次のグループを置く。

- ・ 訪船・運転ボランティアー港に停泊中の船の船員を訪問し、上記活動を行う。
- ・ 手編みの帽子作りー冬季に各船員たちに贈る毛糸の帽子の作製。
- ・ 広報啓発のための情宣活動ーホームページの作成等、活動を広く情報発信する。

・イベント活動一研修会、バザー等、「ポパイの会」¹に協力を依頼し共催する。
尚、訪船と運転ボランティアは、面接と研修を受ける。訪船の際は、税関より船陸交通許可証を受け常に携帯する。
各グループは必要に応じてグループ会を開くことが出来る。その際グループ長は事前に運営実務担当者に連絡を入れる。

第六条 活動資金

この会の活動は東京港を拠点としており地理的に東京大司教区に属している。現在、東京大司教区からの資金を受けている任意団体で非営利の組織である。しかし諸般の事情により運営面では経済的安定を欠いているのが現状。今後、充実した活動の維持発展の為に、後援会制度（「ポパイの会」）を活用し自助努力を図る。

第七条 運営委員・選出と任期

この会の運営委員は会務を統括し推進する。運営委員会は運営実務担当者が委員長に諮り召集する。

運営委員：運営委員長 1名

運営実務担当者(東京大司教区へ会計報告等の責務を負う) 1名

会計監査 1名

各グループの長

「ポパイの会」の担当者若干名

東京教区の AOS 担当司祭

選出と任期：会員の互選により選出する。任期は1年。再選を妨げない。

第八条 退会・保障・免責・守秘

退会：その旨を伝え、任意に退会することができる。

又、訪船実務に於いて非常識な言動がある場合をはじめ、会の名誉を著しく傷付け損害を与えた場合には退会とする。

保障：訪船と運転ボランティアは、ボランティア保険加入が義務付けられ規定内で保障される。(保険料は会が負担)

免責：活動中に不測の事態を生じさせた場合の損害、損失は、本人が負うものとし、会としては免責される。

守秘：活動を通して知り得た、個人及び団体の秘匿されるべき秘密をはじめ、港湾・船舶関連の情報等については良識のもと守秘責任を果たす。

第九条 事業年度・総会

事業年度：毎年 1月 1日に始まり、12月 31日に終わる。

総会：重要案件の議決を要する時に総会を開く。会員の過半数の出席を以て成立し、又議決は出席者の3分の2以上で承認される。

¹ 「AOS 東京」の事業を支える団体。別途「ポパイの会」会則 参照。

付則 会則の施行 この会則（第2版）は平成 28 年 8 月 2 日から施行する。